



Title	リベラルな平等についての覚え書き
Author(s)	長谷川, 晃
Citation	北大法学論集, 43(5), 430-409
Issue Date	1993-03-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15495
Type	bulletin (article)
File Information	43(5)_p430-409.pdf



[Instructions for use](#)

リベラルな平等についての覚え書き

長谷川 晃

I はじめに

この研究ノートは、現代におけるリベラルな平等の観念をめぐる幾つかの哲学的議論を整理し、若干の検討を行なおうとするものである。

その問題関心は、次の三点にある。まず、私は以前に「公正からの権利論」とでも呼ぶべき権利論を展開する機会があったが⁽¹⁾、その際、各種の権利を認定したその範囲を規定するために公正棄損という基準を示唆し、その内容を更に明確にする手がかりとしてリベラルな平等の観念の探究が重要であると考えた。そこでは、公正は自由と平等とを適正な形で調整する上位の価値であり、それを明確にするには、複数の要求に対して裁定的ないしは比較考量的な概念である平等の適正な解釈を通じて分析を進めるのが一つの道ではないかと予想していたのである。従って、以下での探究は、最終的には公正の理念の内容を明確にするための最初のステップである。勿論、そこでは適正な自由の概念についての同様の分析も重要ではある。しかし、自由の概念は基本的に二当事者間での一方的な負担免除もしくは利益付与に関わると考えられるので、とりあえずは考慮の外に置くことにする。

第二は、哲学的な正義論ないしは権利論と法学上の実践的な議論との架橋の必要性ということである。法哲学の議論がともすれば実践的議論への関心や応用の可能性の考慮を欠いた抽象論になりやすいということは、しばしば指摘されてきたところである。それは昨今の規範的な哲学の隆盛に関しても当てはまると思われる。それを避ける道は二つあるだろう。一つは、現在少しずつ試み

られてきているように、現実の社会問題に対して直接に分析を加えることである。他の一つは、抽象的なレヴェルの議論を応用可能な形のいわば中間理論へと組み替えることである。私は、ここでは後者の可能性について考えてみたいと思う。というのは、実践的な議論からの要求は一定の実用的な判断基準を求めるところにあり、哲学的な議論の成果をそこにつなぐための補助枠組が必要だと思われるからである。ただし、私はそのような試みが哲学の側にもみ課せられた課題であるとは思わない。実践的な議論の側もまた、判断基準の問題について哲学に下駄をあずけるのではなく、自ら必要な判断基準の問題位相を更に明確にするべきである。この双方からの歩み寄りによってはじめて、そこには実りある交流が期待できよう。

最後の点は、J・ロールズの正義論に始まる一連の議論動向とその意義を明確にするということに関わっている。現在の正義論には、ロールズ以後、リベラルな正義概念あるいは政治的リベラリズムの価値的基礎を更に追求する流れと、その核心をなす平等主義の明確化と自由との調整の可能性を探究する流れとの二つの議論の方向があると思われる。勿論、いずれの流れも相互に密接に関わりをもつものであるが、後者の流れは前者に比して必ずしも大きな注目を集めているわけではない。このノートでは、この後者の問題に少し立ち入って主要な論者の議論を整理し、検討してみたいと思う。

II 現代平等論の問題文脈

整理と検討に入る前に、平等の概念に関わる問題文脈の整理を簡単に行なつて、以下での議論の位置づけを明確にしておきたい。

まず最初に平等の問題場面を整理しておこう。これには、(1)平等自体の価値の問題、(2)法的分配問題とその他の分配問題、(3)通常の分配問題、そして(4)極限状況での分配問題の四つを区別することができる。

平等自体の価値の問題には、(a)平等とは何か、(b)なぜ平等が重要なのかという二つの問題がある。前者は平等概念の内容規定に関わり、後者は平等の価値的基礎ないしは平等実現の可能性や意義に関わっている。この中には、更に、平等と自由・自律との関係、平等と効率性との関係あるいは平等と羨望との関わりなどの問題が含まれる。このノートにおいて扱われるのは、(a)の方である。

法的分配問題とその他の分配問題と言う場合には、一定のルールを前提とし

た財の再分配の問題と、例えばルールを作る権限の制度的分配のような問題との区別を念頭に置いている。このノートで取り扱うのは、前者に限定される。

通常の分配問題と極限状況での分配問題とでは、扱われる財の稀少度や分配の緊要度などにおいて大きな相異が存するが、例えば難破した船から誰が真先に救われるべきかといった後者の問題はここでは考慮の外に置くことにする。前者の通常の分配問題は分配されるべき財に一定の余裕がある場合の問題で、そこでは、或る個人に或る財を分配するときにはどれほどの分配が適当であるかという、いわば充足問題と、複数の個人の間で或る財を分け合う場合にどのような分け方が適当であるかという、いわば調整問題とが区別される。この調整問題では、当の財の享受に関して相対的に有利な者と相対的に不利な者とが対抗し合うのであるが、そこから次の三つの類型が区別される。すなわち、有利な者と不利な者との間での財の移転や保障の問題、不利な者同士の間でのどちらを先に救済するかという問題、更にこの二つのケースのいずれについても第三者がどれくらい調整を負担するかという問題である。しかし、他の事情が等しければ調整問題は先の充足問題の形をとることになるから、以下では充足問題を一応念頭に置くことにしたい。

次に、平等の概念そのものの位相についての区別をしておこう。まず、二つの大きな位相の区別、すなわち(1)理念の領域 (ideal domain) と(2)実践の領域 (practical domain) との区別が必要であろう。前者においては、更に(a)観念 (conception) のレベル、(b)指標 (index) のレベル、(c)項目 (list) のレベルが区別される。観念のレベルにおいては、平等概念の定式化やその価値的基礎の説明、あるいは平等を正当化する基礎的論証はいかなるものかといったことが問題となる。指標のレベルにおいては、「何の平等か」 (equality of what) ということが問題となる。それは、分配されるべき財はいかなるものか、それらの財の種類による分配基準の相異や分配の水準はどのようなものかといった問題である。項目のレベルでは、分配される財の具体的な項目の規定が問題となる。また、後者の実践の領域においては、適用 (application) の問題が存在する。そこでは、実際の配分のケースにおける具体的な分配媒体と分配方法などの決定が問題となる。

このような区別のもとで、以下では、理念の領域における観念のレベルと指標のレベルの問題を扱う。それは、同時に、財の分配水準や項目の内容についても概括的な規定を与えることになるであろう。

最後に、平等の観念の一般的タイプについて若干の予備的な整理をしておく。大きく分けて、現在までに説かれてきた平等の観念には、機会の平等、結果の平等、そしてリベラルな平等の三つをあげることができる。機会の平等は、個々人の地位や能力にいかなる差異が存在しようと、労働や教育あるいは政治参加において自由に活動するチャンスが等しく保障されることが平等の意義であるという考えである。また、結果の平等は、これとは対照的に、いかなる生活場面においても個々人の地位や能力の差異は均等化されなければならないという考えである。一般的には、前者は自由主義の平等観、後者は社会主義の平等観として対比されてきたことは言うまでもない⁽²⁾。しかし、現代においては、両者のいずれもそれだけでは不十分な平等の観念である。機会の平等は、確かに人々を等しく取り扱うために確保されなければならないが、それだけでは様々な社会的差別や経済的不均衡の問題を解消できるものではない。また、結果の平等は、確かに差別や富の不平等の問題を一定の仕方ではあるが、それによってかえって個々人の自由を抑圧し、自立や責任を削いでしまうことがある。それ故、現在まさに求められているのは、このいずれをも両立させることのできるリベラルな平等の観念である。しかし、このリベラルな平等の観念は、機会の平等と結果の平等とが両立する内容を含まなければならないが故に、容易に解明できるものではない。我々は様々なケースにおいて、ある場合には自由な活動の機会の保障を重んじる一方で、別の場合には結果の等しさや全く同等な取り扱いを求める。それらは多くの場合妥当な結論を生んではいるが、その判断はほとんど直観にたよっており、その基準も必ずしも明確ではない。従って、この平等の観念に与えられた第一の課題は、具体的な財の平等な分配の態様や決定方法よりも、まさにリベラルな平等の基本的な在り方とそれを可能にする観念の哲学的明確化である。

Ⅲ J・ロールズとその後 — Equality of What? をめぐって⁽³⁾

1. J・ロールズ

周知のように、ロールズは次のような辞書的順序をもつ正義の原理を主張している。その内容は、第1原理 — 各人は、すべての人々の類似の自由の枠組と両立するところの等しい基本的自由の最も広汎な枠組に対して等しい権利を

もつ、第2原理——社会的・経済的な不平等は次の二つの条件を充たさなければならぬ；まずその不平等は公正な機会均等の条件の下にすべての人に開かれている職務や地位に関わるものでなければならず、さらにその不平等は社会における最も不遇な人々の最大の利益をもたらすものでなければならぬ、というものである。

ロールズのこの正義の原理がいかなる意味で正当化されるかの問題はここでは措く。以下で重要なのは、この原理がいかなる平等主義的性格を有しているかである。ロールズの後に展開されている現代の平等論は、その性格の理解を出発点としているからである。

まず、ロールズにおける正義の基本的要請は、すべての社会的価値——自由と機会、所得と富、自尊心の社会的基盤——は、それらの不均等な分配がすべての人の利益になるのでない限り等しく分配されなければならないということにあり、この意味で平等と密接に関わっている。そして正義の原理の辞書の順序は、トレード・オフを許さない基本原則として自由と公正な機会とが等しく保障され、その後所得や富の等しさの保障がなされることを示す。従って、ここでは平等は二段構えになっており、第1原理ではより基本的な、道徳的人格の尊重における平等が、そして第2原理では、平等の観点からの（狭義の）財の分配において、富の不平等に一定の条件が課され、社会の全員が利益を得ることが要請されている。

これらのことは、より一般的に言えば、当事者の間に生ずる社会的価値の不均衡は、それを少なくしか享受できないことに一定の正当な理由がないかぎり、その人がよりよい状態になるように是正されなければならないということを示している。ロールズ後のリベラルな平等主義にとっても、これは平等観念の要諦として受け入れられていると言える。ただし、これが本当に平等の概念の核心であるか否かについては議論の余地がある。

では、何がどこまで等しく分配されるのだろうか。ロールズの正義原理が分配するものは優先財である。ただし、それには健康や知力などの自然的優先財と社会的優先財とが区別され、正義の原理に関わるのは後者だけである。

社会的優先財とは、多様な生活プランを有する個人の間で、合理的な人間であれば誰でもが欲するところの社会的財である。それは、各人独自の善き生活の観念を形成し、それを合理的に追求するという二つの能力のために必要な社会的背景条件と全目的的手段である。勿論、個人の生活はそれぞれ異なるた

めその福祉を客観的に計ることは原理的に不可能であり、またその福祉の享受は時に他人を差別することをも許すことがあるので、道徳的に不適切な場合もある。しかし、社会的優先財はいかなる人間にも共通に必要な財であるので、その欠損を計り、誰にでも等しく分配することが可能である。また、社会的優先財はあくまで個人の活動の基本的条件に関わる「平等の客観的で公共的に承認された尺度」であり、個々人の責任において追求されるべき個別目的に必要な財までも含むものではない。それゆえ、個々人はこの優先財以外の財について、自己の必要や満足のために平等の名による請求はできない。

社会的優先財には、基本的諸自由（思想・信条の自由、集会の自由、人格的自由、法の支配の下での自由、政治的自由——正義の第1原理に関わる）、移動と開かれた機会を背景とする職業選択の自由（公正な機会均等の原理に関わる）、職務の権限や責任ある地位、所得と富（食料、土地、建物、機械など交換可能な財——格差原理に関わる）、そして自尊心の社会的基盤（正義の原理全体に関わる）などがある。これらの財の序列は正義の原理のそれに対応するので、分配上の衝突は起きない。また、正義の原理を通じての優先財の分配は、各人にそれが等しく分割されシェアされるように行なわれる。

ちなみに、一般に財の分配に関して、例えば特別な医療上の必要を満たす財は一応除外される。ここでは健康人だけが念頭におかれている。また、稀少価値を有する財や個人の格別の趣味に関するいわゆる「高価な嗜好」(expensive taste)への保障はなされ得ない。なぜなら、ロールズの正義原理のもとでは、自己の生活の最終目的の実現はあくまで自己の責任であり、正義による分配は公共的な性格のものにとどまるし、また「高価な嗜好」への保障は人格を受動的なものとする見方に立ってしまうからである。

このような分配の考え方の基礎には、人間であれば誰しもが有する道徳的人格とその能力、特に善の構想を形成し遂行するという二つの能力の重要性の認識がまずある。社会的優先財はこの人格と能力を制度的に確保するための公正な条件である。ただし、各人は多様な形で生活プランを遂行するため、これら各人に共通の条件は特定の善によっては与えられない。そこで重要なのは、いかなる個人の善にも共通するものを定める、善についての「薄い」理論である。社会的優先財はこの理論を背景として導かれるが、その詳細にはここでは立ち入らない。

なお、ロールズの分配の考え方には、次のような実際的理由もある。それは、

人間の価値観の多様性という事実が不可避であることであり、またそれ故にこそ、多様な人々の協調のために公共的な制度枠組が必要だということである。

以上のようなロールズの平等な分配に関しては、次のような問題点がしばしば指摘される。すなわち、格差原理は富の再分配を受けるべき最も不遇な人々を社会階層の形でかつ経済的観点から規定するため、個々の被害者の存在や個人的権利の問題などを適切に含むことができない；格差原理に字義どおり従うならば、社会的な負の財の不平等（例えばゴミとその処理を考えればよい）は、その処理をより多く負担することがより少なく負担する者の利益になるとときには許されるということになりかねない。しかし、個人ベースでみれば、これは平等に反する結果となる；なぜロールズは社会的優先財のみに分配の平等の問題を限定し、自然的優先財の不平等は取り上げないのか。格差原理は社会的優先財にのみ定位しているが、同等の社会的優先財を享受しても自然のハンディによって十分な生活ができないとすれば、それは平等による保障の対象となるのではないか；格差原理は場合によって不合理な帰結を生む。例えば、自然的にも社会的にも同等の能力を持つAとBが、Aは園芸業をして多くの富を得る一方でBはテニスに明け暮れていたとしても、格差原理によれば、AからBに富を移転するよう要求されることがある。しかし、これは平等に反するはずである。これらのような正義原理の帰結に対してロールズ自身は反対するかもしれないが、彼の原理はそれを適切に排除できる形にはなっていない。これらの問題点を解決するためには、平等の観念やそれを表現する原理の修正が模索される必要がある。

2. R・ドゥオーキン

ドゥオーキンは、ロールズのな平等概念を権利論との関連でさらに広汎に展開しようとしている。ドゥオーキンによれば、権利は個別化された政治的目的であり、他の政治的目的、特に集合的目標に対して大きな規範的対抗力を有する。このような権利の内容を規定するのは一定の政治理論であるが、特にリベラルな平等論がそこでは重要である。権利は、平等の棄損が生ずると予想される場合に一定の切札として意義を有する。特に、周知のような「功利主義の腐敗」、すなわち外的選好ないしは侵害的嗜好の混入という「二重の算入」の問題が生ずるときに権利は重要である。権利のこのような機能が可能なのは、そ

れが平等の理念を背景として成立しているからである。その理念は「等しい尊重と配慮」を政治社会の要諦としており、権利を中核とする法全体の統合的な価値ともなっている。別の見方をすれば、権利は、「等しい尊重と配慮」への抽象的権利から導かれるとも言える。例えば、政治的自由権は様々の具体的自由の中から「等しい尊重と配慮」に値するものとして規定される権利であるし、個人の道徳的自立に関わる権利も社会的に「等しい尊重と配慮」を受けていないことに対抗して主張されるものであり、さらに福祉の権利も同様にして導かれる。

リベラルな平等の観念の内容に関して、ドゥオーキンは、福祉の平等(equality of welfare)の批判をまず行なう。このような批判はロールズにも見られるが、ドゥオーキンのそれはいっそう精緻である。

まず、ここで言う福祉(効用とされることもある)とは、個人が所与の資源を用いて活動を行なった結果として得られる一定の種類の満足(選好あるいは感情の)を指す。そして福祉の平等とは、当事者の間で、この満足を生み出す資源の分配がパレート最適状態にあることを意味する。しかし、この平等観念には次のような問題があり、適切ではない。まず、分配による当事者の満足は、当の分配の結果を待たなければならないという循環性がある。また、政治的、倫理的価値の対立が厳しい社会では、人々の間で等しい満足が得られることは難しい。しかもこの場合には、例えば人種差別主義のように政治的、倫理的に問題のある価値観への分配も必要となることが考えられるが、それは道徳的に適切と言えないし、さらに先の「二重の算入」問題も生ずる。

個別的には、例えば特定の個人的趣味や個人的成功のための資源や費用、あるいは「高価な嗜好」に関して、福祉の平等のもとでは全面的保障がなされるべきことになるが、果たしてそのような保障が必要かという問題もある。勿論、福祉の平等の枠組においても一定の制約条件を付けることができる。例えば、全面的な保障は社会の平均功利をかえて下げてしまうので適切ではないというように。しかし、それは非効率であるとは言えても平等に反するとは言えない。ここでは平等に反すること自体が問題なのであり、この点ではむしろ、人は他人にとっての等しい資源の利用を不当に妨げることはできないと言うべきなのではないか。さらに、その保障をすれば、特定の価値観に分配を行なうという中立性違反を犯すのではないかという問題や、そもそも、個々人の異なる価値観をそのようにして計測することは原理的に可能かという問題もある。お

そらく、善き生活の単一の基準があるとは誰も考えないであろう。

また、例えば孤児の救済といった特定の平等的価値観を有する人が多くいる場合に福祉の平等を求めると、この人々の満足が大きくなると、他の重要な平等の配慮、例えば障害者への保障は薄くなる。だが、これは適切ではない。確かに、或る意味では、障害の保障については福祉の平等が正しい見方のように見える。障害を有することで満足な生活ができない人がその要求を十分に満たされることは、それ自体としては何の問題もないとも考えられるからである。しかし、障害をもつ人でもその福祉の程度は様々である。重度の障害でも、最小限の生活で満足できるという人にはさほどの保障は必要ではないということも出てくるだろう。それにもかかわらずその人にも一定の保障が必要であるとすれば、それはもはや福祉ではなく何か別の理由によるはずである。更に、社会の資源のすべてをつぎこまなければならないような極めて重度の障害を全面的に保障すべきであるとは誰も考えないはずであるし、また、障害者が「高価な嗜好」を有するときには、その保障は障害への保障とは別問題とされるはずである。しかし、福祉の平等のもとではこれらの要求を拒否できないのであり、不適切な結果となる。また、もし拒否したならば、福祉の平等は、障害者が自己の福祉を増加させることを否定するという矛盾に陥ることになる。

このような問題に鑑みるならば、ここでは別の平等観念が必要である。そこでよりよい観念を提示するのが、資源の平等 (equality of resources) である。

資源の平等とは、個々人の生全体にわたる活動にとって必要な外的資源 (物質的、精神的) が、それ以上誰もが羨まない程度において人々に等しく分配されていることを指す。換言すれば、各人が自己の企図する生のために活用される資源は、その機会費用が各人において等しくなるように分配されなければならない。ここでは、一方では生来の条件の優劣を是正しながら他方では各人独自の生の要求 (アンビション) を最大限に許すという、二つの対立する要請を同時に実現できる平等の観念が考えられている。また、資源の平等においては或る時点での資源分配の均等性が要求されているが、それは事後のいかなる時点の場合にも当てはまる。

具体的に言えば、資源の平等が働くのは、「如何ともしがたい運」 (brute luck) ないしは環境的要因についてのみであり、「自らの賭けによる運」 (option luck) ないしは個人的選好には適用されない。

「自らの賭けによる運」はなぜ保障されないのか。自己の生活に賭けをした

人としない人との間で言えば、前者が自ら選んだ生活を達成するためのコストは自ら負担するのが原則であるし、後者が安全な生活を選んだときには他人であればそれに賭けたはずの生活の可能性を捨てたのだから賭けによる利益を得た人に反対はできないはずである。また、賭けで勝った人と負けた人との間で言えば、一般に賭に成功不成功はつきものであるから不成功は適正な代価であるし、賭の勝者が敗者に常に利益を移転しなければならないとすれば、誰も自己の生活への賭けをしなくなりアンビションは存在なくなるという問題が生ずる。ちなみに、後天的に障害を負った場合も、それを予測して保険を掛けていた人にはそれに応じた資源分配が行なわれても、保険を掛けていなかった人はその責任を引き受けなくてはならない。これは「高価な嗜好」と同じことである。

これに対して、次のような「如何ともしがたい運」の場合には保障がなされる。まず、予測不可能な先天的障害は保障される。ただし、その場合に与えられるエキストラの資源は、各人の個別的な必要によるのではなく、当該種類の障害について一般的に人々が必要と考える分に相当する。この点は福祉の平等の不可能性と関連している。勿論、先天的な障害とその保障の程度の計測は現実には難しいが、一応平均的な水準が定まると仮定される。次に、「強迫的欲求」(obsession, or craving)も保障される。これは、例えば芸術的欲求、スポーツへの志向などであり、内容的には「高価な嗜好」(保障を受けない)と考えられるが、その欲求が自己の力では如何ともしがたい条件によっている限りでは障害とみなされて保障が受けられる。更に、才能あるいは技術に恵まれない場合も保障される。才能などが等しいのに仕事の内容によって獲得した富に差異があるときは、誰もその差異を羨まないので不平等は許される。しかし、才能などが等しくないときには、人々の間に羨望が生じてしまうため、保障が必要になる。才能などの相異は均等な機会の保障には含まれていないのである。しかし、この保障の場合には「才能ある人の奴隷化」という問題が生ずる可能性があり、これは回避しなければならない。なぜなら、個々人が同等の資源から獲得した富の差異は、資源の平等のもとでは許されるべきだからである。これは、才能は各人のものだからという機会均等主義的な理由とは異なる事柄である。

これらの場合の保障の方法は、課税に依拠しなくてはならない。一般には各人の生や資源の全体を直接に取引しようとするれば人々の間に必ず羨望が生じて

しまうが、税は、各人の生についての評価とは別次元の中立的手段である。特に、自己に不運が生じた場合の保障を与えるものは事前に結ばれた仮定的保険であると考え、税をその保険料とみなすならば、自己が欲求する生にとって必要な条件や才能に欠ける場合に保障を受けるために、誰しもが税を支払うと考えることができる。この場合の保険料の額は、原則的には誰もが平均的レベルで同一であると考えられる。もっとも、そこでは各自の活動によって得られる富の大きさに伴うリスクの問題も存在しており、それが大きいほど額も増える（累進的になる）ということも考えられる。

ドゥオーキンの言う資源の平等は、ロールズの平等観念と親近性をもっている。両者とも個人の自由を重視しており、そのため分配されるべき財には公共的な観点から限定が付されている。また、ここで資源とされているのはロールズの言う社会的優先財の解釈でもある。それ故、ロールズとドゥオーキンの平等観念は、しばしば資源基底的平等 (resource-based equality) として一括されることがある。しかし、資源の平等は社会的優先財の平等に比していっそう強い平等志向を有している。それは、社会階層ではなく個人ベースで広汎な平等保障を求めるとともに、社会構造をつくる制度原理としてよりも具体的な法—政治的判断の基準を与えようとする点に看取することができる。

3. ロールズ／ドゥオーキン批判

ロールズとドゥオーキンがそれぞれに展開している資源基底的な平等の観念に対しては、彼らが否定する福祉の平等にも各人の必要の充足という点では正当なところがあり、資源基底的な平等ではそれが適切に捉えられないという批判が、以下に取り上げるA・セン (Sen)、R・アーンソン (Arneson)、G・A・コーエン (Cohen) らによってなされている。彼らは、それぞれの視角から、特にハンディ、「高価な嗜好」、才能などの保障という問題をめぐりながら福祉の平等や資源の平等とはまた異なるリベラルな平等の観念を追求する。

a. A・セン

福祉の平等のもとでは、例えば、同じ所得から得られる福祉が身障者Aは健常者Bの半分であるとする、BにはAの2倍の所得が保障される。このとき、身障者Aは、Bの半分の福祉しか享受できず、かつ所得もそれだけ少ないとい

う二重の不遇に曝されることになる。ロールズは、A B双方に対してどちらも同じだけ必要な社会的優先財だけを等しく保障することで、この不遇の問題を回避しようとする。しかし、その優先財は確かに個々人の生活の基礎として必要であるが、センの考えでは、その重要性が誰にも等しいわけではない。ロールズは個人の多様性を重視するため分配の対象を誰にも共通する社会的優先財だけに絞るのだが、実の所は、むしろ多様性の故にこそ各人は異なった処遇を必要とする。各人は健康状態、年齢、風土の状態、地域差、労働条件、気質、体格などの相異に応じて各自異なるニーズを有しており、それを無視することはできない。それ故、人々の利益は個人の種々の条件と財との関数として規定されるのであり、社会的優先財と同一のものではない。この優先財は個人の生活のための単なる手段にすぎず、それだけが重要だと考えるロールズはある種の物神崇拜に陥っている。

ドゥオーキンの平等観念の場合には、ロールズとは若干異なり、分配されるべき資源の中に個人の能力の要素が含まれる。しかし、この能力の評価について、ドゥオーキンが一定の客観的な規準を想定しようとするのは誤りである。個人の能力はあくまで個別的なものであり、それぞれ別々に考慮しなければならない。勿論その場合には個人間の効用の比較可能性の問題が生ずるが、それは単なる序数的な比較可能性で足りる。また、障害に対する全面保障は不可能であるとドゥオーキンは述べるが、資源のような単なる手段のみならず、可能な限りの保障をすることが平等の観点からは必要である。

一般に、分配の平等においては、4つの要素が重要である。それは、財、財の特性、個人の活動機能、そして個人の満足である。ロールズの言う社会的優先財やドゥオーキンの言う資源は、この区別からすれば、財の特性にだけ関連している。しかし、財の特性（例えばパンの栄養）が同一であっても、それが個人にもたらす栄養摂取の達成という活動機能は、その人の生理的な代謝率、身体のサイズ、年齢、性別、医学的条件、栄養学的知識、気候などに依存して変化する。この意味で、分配に際して重要なのは個人の活動機能である。それはまた、個人がなしうる活動機能の中で現実にどの機能を選択でき、個人の生活をどの程度まで実現するかという意味での、「何かができる自由」を確保するという問題でもある。

かくして、センにとって重要な平等の観念は、基本的活動能力の平等 (equality of capabilities) ということである。例えば、或る身障者が「安上がり

の性格」をもっており、また優先財の剥脱もないとしても、なお彼には何か保障されなければならないはずである。この何かこそ、彼の活動能力に他ならない。これは、一般にニーズと呼ばれているものの一つの解釈でもある。もっとも、その活動能力の具体的指標のリストをつくることは、文化的要因にも依存するので容易くはない。しかし、或る形で客観的な内容を定めることは不可能ではない。

b. R・アーンソン

センのような、福祉とも資源とも異なる活動能力に着目するロールズ／ドゥオーキン批判とは別に、アーンソンは、福祉の平等の観念を修正するという視角から資源基底的な平等を批判する。資源の平等によれば才能の保障も必要とされるが、それには次のような問題がある。まず、才能の不平等の是正は現実的には不可能であるし、是正すべき量も規定はできない。センも指摘するように、現実には各人の育ちや信条が異なるとそれぞれにとっての資源の意味が変化してしまい、すべての人に対して同値とは言えなくなる。

また、資源の平等は自己の責任によって生ずるリスクを保障しないが、一定の富を獲得するための自己責任の範囲を明確に規定することは困難である。とりわけ、環境の激変によって自己の趣味追求に関わる条件も激変したといった場合には、保障が必要なことがある。例えば、経済事情の激変により失業をしてしまったという場合などである。そうだとすると、同じ個人の嗜好でも、自己の責任で変えられる嗜好とそれでは変えられない嗜好とを区別する必要がある。

この点は、資源の平等が否定する「高価な嗜好」への保障を部分的に許すことを意味する。「高価な嗜好」への保障が否定されるのは、資源の等しさの要請に反するということよりも、実際は当の嗜好をもつ人がすでに多くの財を有しているという理由によるのがしばしばである。それ故、「高価な嗜好」の保障の如何に関わる本質的な区別は、その嗜好が自発的な嗜好形成によるものであったか否かに求められるべきである。その嗜好が、先の失業の場合のように自発的ではないときには保障が必要となる。

自己の責任には関係のない「高価な嗜好」に保障を行なう理由は次のとおりである。まず、一般的に言って障害への保障は単なる所得の均等化のためでは

なく、その所得を用いて人々が達成する福祉の考慮を含むはずである。また、障害の意味でのハンディと「高価な嗜好」のハンディとが保障の必要性という点で異なるように見えるのは、人々が一般に前者を重要視するからであり、このこと自体、重要なのは福祉の充足であることを示している。こうして福祉が一定の程度で重要である以上、一定の種類の嗜好も保障の対象となりうる。更に、例えば家族においては、玩具に対する子供の「安くつく」嗜好にも音楽を習うといった「高価な」嗜好にも必要なだけの援助がなされるものである。それ故、場合によっては「高価な嗜好」への保障に意味があることもある。勿論、「高価な嗜好」への保障は分配における主観主義をとることになる。これに対して「高価な嗜好」への保障を否定することは、それが客観的な規準に基づこうとするかぎり必ず卓越主義的条件を前提しなければならない。しかし、このような卓越主義は資源の平等が排除しようとしているものであるはずであるから、資源の平等の観念は自己矛盾を含んでしまうことになる。従って、卓越主義を避けて分配される財の内容を中立的に規定しようとするれば、むしろ分配における主観主義をとり、福祉を重視しなければならない。

ちなみに、センの議論との関連で言えば、基本的活動能力の平等は上で示唆した見方と共通のものを含む。しかし、センは、その活動能力を客観的に評価するのか主観的に評価するのか明確ではない。また、現実には様々な要素が組み合わさって存在している活動能力のうち、当該の分配で保障されるべき活動能力を特に選びだす規準が何なのかも明確ではない。むしろ、実際には、このような評価や選択を可能にする客観的な条件は存在しないと考えられる。

かくしてアーンソンにとって有意義なのは、福祉への機会の平等 (equal opportunity for welfare) という観念である。まず重要なのは、平等保障の局面として機会の平等と(結果)状態の平等とを、また保障の内容として資源と福祉とを区別することである。ここからは4つの平等が区別されることになるが、福祉(状態)の平等と資源(状態)の平等に問題があることはすでに述べてきたとおりである。また、残ったもののうち資源への機会の平等は、才能ある人の資源接近が極めて高くつくという「奴隷化」の問題が生ずる点で問題がある。才能のある人は或る特殊な高次の才能を容易く手に入れられるが、才能のない人はそうではない。そこで、この才能を獲得する機会を平等にすると、才能ある人は自らの才能を発揮する機会をより多く奪われることとなり、或る満足を得るためのコストは高くついてしまうのに対して、才能のない人はその分だけ

の保障を受けて多くの満足を得られ、コストは安くてすんでしまうのである。この意味で資源の機会への平等は不適切であり、重要なのは残る福祉への機会の平等である。

この平等は、各人にとってある時点で選択可能な諸々の選択肢がもたらす選好の満足の見通しの総和が等しいことを指す。例えば、Aにとって選択肢は3つあり、それぞれ8/10、6/10、2/10だけの満足を得られる見通しがあるとすると、その総和は16/10であるから、他のBにとってもその選択肢における見通しの総和が16/10であるとき、二人は平等である。もし、他のすべての選択肢の見通しが二人の間で等しく、問題となっている或る選択肢の見通しが、Aは8/10、Bは2/10であるとする、Bにはさらに6/10の見通しをもたらず選択肢を与えるだけの保障が必要となる。

c. G・A・コーエン

コーエンは、自発的な選択の結果としての不運か否かということによって平等保障の有無を区別するアーンソンの見方は基本的に正しいとし、その限りでロールズやドゥオーキンの言う資源基底的な平等を批判する。資源の平等においては保障の対象とされる「強迫的欲求」についても、それが自発的な選択の結果ではないことが保障の条件となる。

しかし、その重要性にもかかわらず、アーンソンの言う平等は、自発的な選択における機会の要素にのみ着目しており、選択のうちで必要とされている個人的能力の問題に注意を払っていないところに問題がある。例えば、一般的な福祉の点でも、選択の機会の点でも、そして資源の点でも一応十分と考えられるにもかかわらず、なお通常の活動に自分では如何ともしがたい個人的な苦痛が伴うというハンディを有する人（例えば、特殊な病により腕を動かすのに激痛が伴い、特別な薬なしには思うように動かせないといった場合）を考えてみると、そのような特別の個人的苦痛に対しても平等の観点からの保障は及ぶべきだと誰もが考えるはずである。そうだとすると、ここでは資源の平等はもちろん、福祉の機会への平等とも異なる別の平等観念が必要となる。

この点で、センの言う基本的活動能力の平等の見方は重要な示唆を含む。そこでセンが重視する活動能力とは、財が個人に対して与える機能のようである。しかし、上の場合における保障対象として重要なのは、むしろ個人の能力それ

自体である。それ故、この角度からの平等観念はセンのそれとは異なるものである。アーンソンのものともセンのものとも親近性を有するもののそれらとは異なる平等の観念は、利益享受への接近可能性の平等 (equal access to advantage) と呼ぶことができる。(以下では簡単にアクセスの平等と呼ぶことにする。) ここで言う利益享受への接近可能性、すなわちアクセスとは、自発的選択による個人の選好充足の達成確率の問題ではなく、個人の能力自体の欠損が個人の最終的な利益享受にもたらすハンディの実質的な保障の問題である。ここでは、いかなる利益享受の欠損でもまず保障が必要なものとして想定され、その後、自発的選択の有無によって最終的な保障の要否が判断される。自発的選択の結果としての利益享受の不可能は平等保障の対象とはならない。しかし、その具体的規準や内容の詳しい展開はなお将来の課題とされている。

IV 若干の検討

平等の観念は、大別して機会の平等と結果の平等との対比の形で考えられることが多い。それは、個人の様々な相異を格別に考慮しない単純な取り扱いの平等か、それとも個人の種々の財を実質的に等しくする平等か、という対比である。そして、前者の平等観念は唯一個人の自由とも両立するものとされ、そこから後者の平等観念は個人の自由に対する強制をしばしば含むと考えられて批判されることがある。

しかし、このような問題設定は誤っていると同時に不毛でもある。個人の不運な障害を格別考慮せずに取り扱いを等しくすることは平等の観点からは決して十分ではないし、またそのオルターナティブはすべての人のいかなる財をも等しくすることだけではないからである。リベラルな平等の観念は、機会の平等や結果の平等との間に適正な平等の観念が存在することを示そうとする。

このノートでは特に触れなかったものも含めて、現在説かれているリベラルな平等を機会の平等に近いものから結果の平等に近いものへとスケール化してみるとすれば、次のように言えるであろう。まず、人々の生活の始まりの時点において一度だけはすべての財の均等化を行ないその後の財の分配は自由な活動とその結果に委ねるという出発点の平等 (starting gate equality) がある⁽⁴⁾。次に、人々の生活において継続的にロールズの言う社会的優先財を等しく保障

してゆく社会的優先財の平等がある。第三に、やはり継続的に、しかし社会的優先財よりもさらに広い範囲の財を保障してゆく資源の平等がある。第四に、単なる活動の手段としての資源を超えて人々の活動能力を継続的に保障してゆく基本的活動能力の平等がある。第五に、財との関係での個人の活動機能よりもむしろ個人自身の能力それ自体を等しく継続的に保障しようとするアクセスの平等がある。更に、このアクセスの平等と並んで、福祉の機会への平等があり、その先の結果の平等に近い方に福祉の平等がある。これらは、勿論、いずれも結果の平等を否定する観念であり、その限りで自由の観念とも両立する可能性を有している。この点については、後に触れることにする。

リベラルな平等の観念の特徴としては、保障を要する欠損が自発的選択によるか環境によるかという条件で保障の要否を決めようとしていることがまず挙げられる。この場合、個人にとって自らコントロールができないいわば負の要因は環境であり、それを前提して行なわれる活動にさらに付加されるいわば正の要因が選択であって、前者はより重要な保障の対象であるのに対して後者はそれほど重要ではないことになる。勿論、具体的に重要な問題はどこで環境と選択を区分してゆくかということであるが、それは必ずしも明確にはなっていない。

この点と関連するのが、分配における客観主義か主観主義かという問題である。現代社会においては不可避の価値観の多様性という事実と直面するとき、平等な分配において保障されるのは、人々に共通な財か、それとも各人独自の必要か、という問題が生ずる。一般的に言えば、ここでは客観主義が取られるべきであろう。というのは、或る人が特に必要だとする財でも客観的にすべての人が必要だとは評価されないことがあるからである。例えば、ある種の「高価な嗜好」は場合によっては保障が必要となるというロールズ／ドゥオーキン批判は正しいが、それにもかかわらず、例えば高級ワインの嗜好などが平等の観点から保障を要するとは考えられないであろう。このことは、「高価な嗜好」でも自発的選択によるものは保障の対象とはならないと考えるときそこには何らかの客観主義的な基準が必要であることを意味している。

リベラルな平等の観念のうちで保障の程度において最も大きいものはアクセスの平等だと考えられ、私はそれに魅力を感じる。しかし、コーエンの議論において一つ不明確な点は、保障の必要な個人能力についての判断がいま述べた意味で客観的であることが十分に意識されていないように見えることである。

それ故、私としては、コーエンの理論の客観主義的な解釈の可能性を考えてみたいと思う。その場合にまず重要なのは次のことであろう。すなわち、平等の考慮が客観的に同定可能な条件によるものでなければならないとすると、考慮されるべきアクセスの内容は単なる主観的選好の充足ではなく、客観的な観点から公正だと考えられる利益享受を目的とする客観的な接近可能性それ自体ではないかということである。このことによって、アクセスの平等はあくまで誰しが必要と認める能力欠損に関して、それが一般に公正だと考えられる程度において保障されることを要求する観念として位置づけられる。そうでなければ、この平等は福祉の平等とも福祉の機会の平等とも区別されないものになってしまうだろう。このような意味で、アクセスの平等は公正の観念と不可分であると言える。それ故、これを公正なアクセスの平等と呼び換えることが適切であろう。

ちなみに、公正なアクセスの平等は、私が以前の著作で主張した公正の理念の具体的な適用基準として用いることができると思われる⁽⁵⁾。

私の考えでは、公正の理念は、均等な個体抽出の原理によって問題とされる資源の不均衡の性質に則しながら考慮対象となる等存在 (equals) としての単位 (例えば同等な個人) をまず定め、それを踏まえて、資源配分の実質的公正の原理によって単位間での資源の均等化を要請する。このような公正の理念は、対立する要求を第三者的観点から調整するという意味で裁定的なものであり、さらにはいかなる資源についても包括的に適用され、それらの均衡を求めるといふ性格の理念である。また、そこで均衡が求められるのは、既存の資源の不均衡状態、すなわち公正棄損である。上の議論との関連で言えば、回復されるべき公正棄損とは棄損されている公正なアクセス状態であり、公正の水準を保全することはこの公正なアクセスの平等を保全することであるという見方ができる。そして、例えば具体的な権利の認定やそれらの衝突の調整に関しては、問題となっている或る要求について公正の観点から評価されるアクセス棄損が存在するか否かによって権利を認定したり、対立する権利や利益におけるそれぞれの目的に向けられたアクセスの棄損の度合いを考え (それが公正棄損の度合いでもある)、棄損の大きい方を回復させてその均衡を図ることになるだろう。これが単なる功利主義的な得失の合計や差異と異なるのは、公正棄損の考慮は社会的に無視されている要求を取り上げたり、対立する要求のいずれか一方に対する均衡回復をめざすことで、当の要求の優先的な考慮を認めるか

らである。

さて、自発的選択の条件に加えてもう一つ留意したいことは、公正なアクセスの平等による保障には領域的可変性とでも呼ぶべき特徴が含まれるということである⁽⁶⁾。

	資格	能力	達成
政治的領域	**		
社会的領域	**	*	
経済的領域	**	**	*

(*は公正なアクセスの平等の保障範囲を示す)

この図に示したように、平等保障の対象は二つの次元において区別できるように思われる。まず、横軸のような人々の活動の局面の区別がある。一般に、人間の社会的活動の構造としては、活動を行なう資格、活動を行なう能力、そして活動の結果得るものとしての達成の三つの局面を区別することができる。平等の保障はこれらの局面のうちのいずれかにおける一定の資源に及ぶものである。これとの関連で、既に触れた環境と選択という要素は、資格の方へ寄せばよほど環境的要素が強くなり、逆に達成の方へ寄せばよほど選択的要素が強くなると言えよう。この場合、環境的要素における欠損は原則として保障されるが、随伴的な環境リスクについては保障がなく、また選択的要素の欠損については原則として保障がないが、不可避的な選択における欠損への保障はありうる。このことは、選択と環境との区別が、既に述べたように内容的な点で相対的であるばかりでなく、領域的可変性にも依存して変わることを予想させる。

次に、縦軸のように、人々の活動はその内容に応じて政治、社会、経済の三つの領域のいずれかに属するものとして区分することができる。そして、平等の保障はこれらの領域ごとに程度が変化する。例えば、政治的資格には参政権などが考えられるが、これは社会の構成員の誰にでも等しく保障されなければならぬまい。しかし、政治的判断能力の保障は必要ではないだろうし、支持する議員が当選するといった達成についても保障の必要はあるまい。社会的資格には例えば義務教育が考えられる。その資格は勿論誰にでも等しく保障される必要があるが、その能力についても、例えば勉学の遅れている生徒に対する補習

のようなより立ち入った配慮が必要になるであろう。しかし、勉学の成績という達成は個人によって全く異なるものであり、保障の必要は考えられないであろう。さらに、経済的資格については、例えば雇用における人種差別や性差別の廃止などの平等保障がなされなければならないし、経済的能力については職業訓練や障害者の労働条件の整備などの広汎な保障が要請され、そして経済的な達成についても保険や所得保障なども必要と考えられるであろう。かくして、公正なアクセスの平等は、活動局面と活動領域との相関において強いものから弱いものまで柔軟な保障をなすと考えられる。

最後に、公正なアクセスの平等と自由との両立の問題に触れておく必要があるだろう。しばしば、自由の本性は他人からの妨害や強制がないという消極的性質にあり、それだけが唯一重要な自由であると言われる。そして、この観点からはいわゆる積極的自由は自己決定の自由という名のもとに、よりよき自我や社会の実現のためにかえって個人を拘束するというパラドックスを孕むものとされる。しかし、積極的自由は、個人の独立を阻害する環境的要素を排除し、その活動の目的を実現するための条件を整備して、消極的自由の成立と遂行の基盤を広げることのできる観念である。それは、言い換えれば、個人の活動に対する人為的妨害を排除すること以前に、個人の活動の可能性それ自体に対する広汎な障害を排除しようとするものであり、消極的自由の保障の範囲を拡張するものである⁽⁷⁾。公正なアクセスの平等は既に見たように、個人の活動の資格、能力、そして達成において一定の保障を行なう。それはまさにその保障によって個人の独立した地位をまず確保し、その自由な活動を可能にした促進するためである。この意味で、公正なアクセスの平等は消極的自由の前提条件であり、センが示唆しているように積極的自由の保障につながっている。この相補的な関係において、公正なアクセスの平等は自由と両立することになる。そしてその要はおそらく個人の自立 (independence) ということであろう。それ故、平等か自由かという問題の核心は、いずれが排他的に成り立つかではなく、それらが共に寄与しようとする個人の自立にとって当該の問題場面でいずれが重要であるのかということであり、そのとき何が公共的な規制や補助の対象となるかということである。

このようにして公正なアクセスの平等という観念は、現代において可能なりべラルな平等の観念としての意義を有すると考えられる。しかしながら、この平等の観念が受け容れられたとしてもなお、それを具体化する制度のコストの

問題や効率性の問題、平等な保障から生ずる社会的羨望の問題、そしてこの観念のさらに具体的な評価規準と実現方法の問題など、残されている問題は決して少なくない。これらについての考察は別の機会に委ねることにしたい。

注

- (1) 参照、長谷川晃、権利・価値・共同体 (弘文堂、1991)
- (2) cf. Hayek, F. A., *The Constitution of Liberty* (Routledge & Kegan Paul, 1960) ch. 6
- (3) 以下での各論者の議論の整理は、次に記した文献による。ここでは紙幅の都合により、逐一引証することは避ける。

Rawls, J., *A Theory of Justice* (Harvard U. P., 1971)

“Social Unity & Primary Goods” (in: A. Sen & B. Williams, eds., *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge U. P., 1982)

Dworkin, R., “What is Equality? Part 1: Equality of Welfare; Part 2: Equality of Resources” (in: *Philosophy & Public Affairs*, 10, 1981)

セン (Sen, A.) 「何の平等か？」 (大庭・川本訳、合理的な愚か者、勁草書房1987)

“Justice: Means vs. Freedoms” (in: *Philosophy & Public Affairs*, 19, 1990)

Arneson, R., “Equality & Equal Opportunity for Welfare” (in: *Philosophical Studies*, 56, 1989)

“Liberalism, Distributive Subjectivism, and Equal Opportunity for Welfare” (in: *Philosophy & Public Affairs*, 19, 1990)

Cohen, G. A., “On the Currency of Egalitarian Justice” (in: *Ethics*, 99, 1989)

全体を通じて、

Kymlicka, W., *Contemporary Political Philosophy* (Oxford U.P., 1990) ch. 3

- (4) cf. Dworkin, op. cit., Part 2, p. 309 ff.
- (5) 長谷川、上掲書、117頁以下および188頁以下
- (6) この考え方は、Hochschild, J., *What's Fair?* (Harvard U. P., 1981) から示唆を受けた。
- (7) 自由の概念の問題については、とりあえず cf. Miller, D., ed., *Liberty* (Oxford U. P., 1991) esp. chs. 2, 5, 7

〈後記〉この研究ノートは、1991年度文部省科学研究費（奨励研究A）による研究成果の一部である。このノートの草稿は、1991年10月18日、北海道大学法学部における法学会で報告され、またその一部分は、1992年3月24日、東京法哲学研究会においても報告された。双方の研究会において貴重なコメントや批判をいただいた出席者の方々に、厚く御礼申し上げる。特に北海道大学法学部の江口隆裕助教授には、その後の個人的な会話や同助教授の研究報告なども含めて、大きな刺激を与えていただいたことに感謝したい。

A Note on Liberal Equality

KO HASEGAWA*

In this note, I summarize and make some comments on recent works on the liberal conception of equality.

First I make the following distinctions in order to clarify the theoretical status of my note. Aspects of problems; (1)the value of equality, (2)legal distributive problems, (3)ordinary distributive problems, and (4)distributive problems in limited cases. Also aspects of concept; (1)ideal domain, (2)practical domain; in the former, (a)conception, (b)index, and (c)list. My interest is in the aspect of the problem (1)and of the concept (1)(a) and (b).

Then, I summarize recent discussions on the liberal conception of equality after J. Rawls' work. I deal with the theories of J. Rawls, R. Dworkin, A. Sen, R. Arneson, and G. A. Cohen.

Lastly, I make some comments on the characteristics of liberal conception of equality. And I try to reinterpret G. A. Cohen's theory of access equality and sketch my own view of fair access equality, in which the most distinguishing characteristic is the action-realm (political, social, and economic) relativity of equal distribution.

*Professor of the Philosophy of Law, University of Hokkaido